

# 御船町農業委員会会議録

平成 28 年 5 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 28 年 5 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 5 月 10 日 (火) 午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 分庁舎 2 階 大会議室

3. 出席委員 (19 名)

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 19 番 吉住 健二

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席者 15 番 芥川 誠

議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

8 議案第 25 号 農業振興地域整備計画の変更について

9 議案第 26 号 地籍調査による地目認定について

10 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 松永 正夫

係 長 山下 直樹

主 事 白石 加奈子

## 1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。今回の震災で、被災された農業委員さんもいらっしゃる様であります。被災された皆様に対してお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。農地・農業施設の被害においては、791件の被害報告が出ております。宅地までですけど、598件までは現地調査はしておりますが、193件がまだ、調査まで行っておりません。早々に調査を行い、被害査定額を算出しなければなりません。本日の雨で二次被害が発生しないように願う次第であります。本日は、15委員 芥川委員より連絡があり、欠席ということでした。只今より平成28年5月の総会を始めさせていただきます。本日は19名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第6条に基づき委員さん19名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成28年5月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

はい。熊本震災が起きまして、被災されました農業委員さんに対して心よりお見舞い申し上げます。本来ならば、今回の震災で本日の総会も先送りにしようかと話し合いましたが、案件も出ておりますので、農業委員として迷惑がかからないように責任を果たすことが大切でありますので、本日の総会を開催することにいたしました。ご理解ください。今回体験された震災ですが、まさか熊本でこんなにひどい震災があるとは思いませんでした。御船の足元で震度7が14日16日と2回連続の地震が発生し莫大な被害が発生しております。これから先に地震が発生するかもしれません。余震も継続で発生している状況であります。早く余震も終わってほしいものです。農業も出来るような状態にもなってほしいと思います。皆様におかれましても作業が出来るように願います。例年の今頃は、山間部では、苗の準備、平坦部では、麦の収穫で忙しいころであります。

焦らず、一步一步進んでいくしかありません。体に留意しながら作業に当たってください。さっそくではありますが、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。11 番委員 12 番委員を指名いたします。宜しく願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 21 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

### 3 議案第 21 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 28 年 5 月 10 日提出御船町農業委員会長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。今月 3 件の申請が出ておりましたが、1 件取り下げ願いが出ておりますので 2 件の審議となります。

議案書 3 条①の申請です。

譲渡者の住所 氏名 ○○県○○市○区○○△丁目△番△号  
○○ ○○

譲受者の住所 氏名 大字○○△△番地  
○○ ○○

物件の表示 大字○○字○○ 地番△ 地目 田 面積△ $m^2$   
です。譲渡者・譲受者が一緒なので省かせて頂きます。大字○  
○字○○ 地番△ 地目 田 面積△ $m^2$ です。

大字○○ 字○○○ 地番△ 地目 畑 面積△ $m^2$ です。

大字○○ 字○○○ 地番△ 地目 畑 面積△ $m^2$ です。

大字○○ 字○○○ 地番△ 地目 田 面積△ $m^2$ です。

大字○○ 字○○○ 地番△ 地目 田 面積△ $m^2$ です。

大字○○ 字○○○ 地番△ 地目 田 面積△ $m^2$ です。

以上田：5 筆畑：2 筆 計△ $m^2$ です。

理由としては、3 条許可所有権移転の申請です。

②件目の申請です。

譲渡者の住所 氏名 ○○県○○市○区○○○△丁目△番△  
号 ○○ ○○

譲受者の住所 氏名 大字○○△△番地 ○○ ○○

物件の表示 大字○○ 字○○○ 地番△ 地目 田 面積

△㎡です。

理由 3条許可所有権移転です。2件町許可分の申請です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。3条申請で所有権移転2件町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。こちらの案件は、譲渡者が熊本市に在住しており、農地の管理が出来ないとのことで、今現在耕作をして頂いている譲受者に相談したところ了解され3条許可申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、米・麦・粟等の野菜の栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております第2項第2号に関しましては、第2項第5号（下限面積）に関しましては、取得後の下限面積は、△㎡であり、御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号（転貸禁止）に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第2項第7号（地域との調和）に関しましては、農地として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この案件につきましては、担当委員の20番委員をお願いいたします。

20 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。  
ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明

をお願いいたします。

事務局

はい、②について説明いたします。譲渡者、熊本市に在住しており、農地の管理が出来ないとのことで、今現在耕作をして頂いている譲受者に相談したところ了解され 3 条許可申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号下限面積要件については取得後の耕作面積は、△m<sup>2</sup>であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件については、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和については、田・畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。この件につきましては、担当委員の 20 番委員から説明をお願いいたします。

8 番

はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。①と同様でありました。よって問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。3 条の②の件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員

はい、ございません。

議 長

意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第 22 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案 22 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。  
平成 28 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。  
8 ページをご覧ください。

議案書 (4 条) ①です。 所有者の住所氏名 大字○○△△番地 ○○ ○○

物件の表示 大字○○字○○ 地番△△ 地目田 面積△m<sup>2</sup>。続きまして、申請者は同一であるため省かせていただきます。大字○○ 字○○ 地番△△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。以

上 2 筆 合計△m<sup>2</sup>です。 理由 4 条許可（県）転用の目的 植林です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。4 条の申請 1 件でした。この案件について、要件等の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局

はい、議案書 9 ページをご覧ください。審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。11 ページをご覧ください。以前、非農地申請があったところであり、こちらは、植林ということで、4 条申請をしてくださいということで、今回の申請に至りました。農地の区分といたしましては、第 2 種農地と判断しております。判断理由としては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地にあたります。面積といたしましては、△m<sup>2</sup>となります。農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で 5 k m 位離れた西側を道路、その他を山林に囲まれており、水利がないということで、耕作が出来ず、山林として、農地法第 4 条申請に至っております。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のまま使用する計画であります。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。計画性の妥当性は、田 2 筆△m<sup>2</sup>を、植林する計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。こちらに関しましては、10 ページをご覧くださいと解るのですが、始末書付きの申請であります。13 ページにございます。始末書を読み上げます。

始末書 無断転用の理由といたしまして、父親が約 80 年前

までは、田として利用していました。しかし、用水路の水源が吉無田からの水で、井手尻のため水が全く確保できなくなりました。やむなく、許可を申請せず植林したことは、重々申し訳なく思います。現在は、山林となっております。今後は、この様なことが無い様十分に注意しますと共に、心よりお詫び申し上げます。以後、この様なことが無いように注意いたしますので、何卒宜しくお願いいたします。以上なことから河地さんから始末書をいただいております。14・15 ページに現地写真が掲載してあります。ほとんど影響はないと判断されます。山林の一角にある状況であります。こちらは、県許可でありますので現地確認はして頂きました。2種農地であると判断していただきました。総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4条山林申請でした。担当委員14番委員説明をお願いいたします。

14 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。この案件は、非農地申請されておりました周辺は山林に囲まれておりました、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、始末書付きの申請であります。皆さんから何か質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第23号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、16ページをご覧ください。

議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成28年5月10日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書5条 ①譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地



〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

物件の表示 大字〇〇 字〇〇〇 地番 △△ 地目 畑  
面積  $\Delta\text{m}^2$ 。

理由 5条許可所有権移転 転用目的 植林。

②譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇△丁目△  
番△ 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地△ 〇〇 〇〇〇。

物件の表示 大字〇〇 字〇〇 地番 △△ 地目 畑  
面積 $\Delta\text{m}^2$ 。理由 5条許可所有権移転 転用目的 資材置場・  
駐車場です。

③譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇町△丁目△番地  
〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番  
地△ 〇〇 〇〇。

物件の表示 大字〇〇 字〇〇〇 地番 △△ 地目 田  
面積  $\Delta\text{m}^2$ 。理由 5条許可所有権移転 転用目的 貸駐車場  
です

④譲渡者の住所 氏名 大字〇△△番地  
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇△△番地△  
〇〇 〇〇

物件の表示

大字〇〇 字〇〇 地番 △△ 地目 畑 面積 $\Delta\text{m}^2$

大字〇〇 字〇〇 地番 △△ 地目 畑 面積 $\Delta\text{m}^2$

畑2筆 $\Delta\text{m}^2$ 。

理由 5条使用貸借権設定。 転用目的 共同住宅。

以上農地法第5条所有権移転4件5筆です。

議 長

はい、ありがとうございました。5条4件5筆の申請でした。

では、事務局より①要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、18ページになります。①場所に関しては、20ページを  
ご覧ください。場所につきましては、解りづらいのですが、〇  
〇〇の近くの農地であります。〇〇がありますが、裏手の畑で  
あります。今回の申請地になります。審査表を基に説明させて  
いただきます。農地の区分ですが第2種農地と判断いたしました。  
面積につきましては、 $\Delta\text{m}^2$ です。判断理由といたしまして

は、農用地区域内にある農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第2種農地にあたると判断いたしました。農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で13.5 km離れた北側を道路、東側を宅地、南側を農地、西側を原野に囲まれた畑地である。申請人は、周囲も原野であり、畑作の管理よりも植林をして管理したいことから、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで残高証明書において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現状のままで使用することで問題は無い。計画の妥当性ですが、畑1筆△m<sup>2</sup>の敷地に植林する計画であり、配置に不合理な点は見当たりませんでした。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を山林転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。22 ページに始末書が添付してあります。読み上げます。地目は、畑ですが、40年間杉林として利用してまいりました。しかし、管理不十分の為、手入れも出来なくなり、放置したままになりました。本来ならば、農地法第4条許可を受けて植林すべきところでしたが、許可も受けずに杉を植林したことは重々申し訳なく思います。したがって、現在は山林になっております。今後このようなことがないように注意いたしますとともに、心からお詫び申し上げます。以後注意いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。〇〇さんより始末書提出をしていただいております。写真で見ていただくと解りますように、植林された後です。山林

となっております。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。転用が山林でございます。担当の11番委員お願いいたします。

11 番 はい、事務局の説明と現地確認等で説明させていただきます。〇〇さんは、数年前ご主人を亡くされこの様な山林の管理は出来ないということで、〇〇の真裏に御座いますので、〇〇さんと話され合意が出来今回の申請に至った。伺いました。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。現況は、40年間杉林ということでした皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございませぬ。

議 長 意見等がございませぬので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。意見を付けて県へ提出いたします。続きまして、事務局より②の説明をお願いいたします。

事務局 はい、②につきまして、説明いたします。24ページをご覧ください。場所につきましては、26ページに記載しております。高木の下高野集落の中でありまして、近くには熊南金属がございまして、住宅地の中にある農地であります。面積につきましては、畑1筆面積が1,020㎡であります。2種農地と判断しております。申請地は、役場より2km離れた東・南側を道路、北側を畑・雑種地、西側を宅地、に囲まれた畑の一角であります。申請人は、電気工事行を営んでおり、資材置場及び車両の駐車場が不足しているため、隣接地は面積も広く、資材置場等にしたいというところから、所有者と話が済み、農地法第5条申請にいたった。このようなことから、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。

一般基準です。

資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成28年8月1日平成28年10月1日までに工事完了。計画の妥当性ですが、田1筆1,020㎡を、資材置場及び車両の駐車場とする計画であり妥当と判断する。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を転用すること、資材置場及び車両の駐車場で周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。25 ページに御座います事業計画通りであります。問題は無いと判断いたします。始末書が提出されております。平成13年に相続により私が取得いたしました。仕事関係上管理も出来ず放置した状態でありましたので、ご近所皆様にはご迷惑をおかけしたと思っております。申し訳ありませんでした。それ以前昭和の後期には、建物が建っていたような記憶していたしましたので、当然宅地であると、勘違いしておりました、申し訳ありませんでした。その後、お隣の宮原 今朝義さんが、整地や草取りをして頂いていたようです。そのような関係で管理もかねて5~6年前から資材置場として利用されておりました。本来ならばその時点で農地転用願いを提出すべきでした。申し訳ありませんでした。今後このような事の無いよう注意いたしますので何卒よろしくお願いいたします。氏岡さんより提出されております。よって、総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議 長 はい、ありがとうございます。5条の資材置場・駐車場です。担当の19番委員説明をお願いいたします。

19 番 はい、事務局から説明があった通りであります。現地確認に参りまして、周囲は住宅が建ち並んでおりまして、農地は1~2箇所しかありませんでした。現在は、宮原さんが管理されており、隣接農地の方からも同意は得ておりますので、何ら問題はありません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局及び担当委員より説明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員  
議長

はい、ございません。

意見等がございませんので、②の件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より③許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、③につきまして、説明いたします。30 ページをご覧ください。場所につきましては、32 ページに記載しております。

〇〇〇〇をはさんで向かいの農地であります。南側は、前回申請がありました農地の隣接農地であります。農地の区分としては、第3種農地と判断しております。判断理由としては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第2種住居地域）に定められた農地であります。面積としては、264㎡です。申請地は、役場より300m離れた西側を農地、それ以外を宅地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、近年、道路整備も進み、周辺には大規模な商業施設が建設されるとともに医療施設や公園、周辺の住宅化も進み、生活環境の整った場所であることから、貸駐車場の計画をし、農地法第5条申請にいたった。このようなことから、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。

一般基準です。

資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、地役権の設定がしてあるが同意書が添付されている為問題は無いと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成28年6月10日平成28年9月30日までに工事完了予定で問題ないと判断いたします。計画の妥当性ですが、田1筆△㎡を、貸駐車場とする計画であり、配置等について妥当と判断する。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を貸駐車場へ転用すること、周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少な

いものと判断されます。31 ページに御座います事業計画通りであります。問題は無いと判断いたします。よって、総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議 長 はい、ありがとうございました。貸駐車場です。担当の 14 番委員説明をお願いいたします。

14 番 はい、事務局から説明があった通りであります。現地確認に参りまして、周囲は住宅に申請が出ており、隣接農地の方からも同意は得ておりますので、何ら問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局及び担当委員より説明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見等がございませんので、③の件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より④許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、④につきまして、説明いたします。35 ページをご覧ください。場所につきましては、37 ページに記載しております。〇〇〇〇・〇〇〇〇がある町道沿いであり、農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。判断理由としては、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地にあたる。面積としては、△㎡です。申請地は、役場より 2 km 離れた東・西側を宅地、北・西側を道路、囲まれた畑地の一角であります。(アパートに囲まれた農地であります。) 申請人は、町道沿いに位置し、交通の利便性も良く、周辺も宅地化され住宅用地として好条件であるため、今回、共同住宅の計画をし、農地法第 5 条申請に至った。このようなことから、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。

一般基準です。

資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、融資相談受

付確認書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用を妨げになる権利を有する者は存在しない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成28年5月30日平成28年9月30日までに工事完了予定で問題ないと判断いたします。計画の妥当性ですが、畑2筆△㎡を、1棟・共同住宅とする計画であり、配置等について妥当と判断する。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を共同住宅へ転用すること、周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。35 ページに御座います事業計画通りであります。問題は無いと判断いたします。よって、総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議 長 はい、ありがとうございます。共同住宅です。担当の8番委員説明をお願いいたします。

8 番 はい、事務局から説明があった通りであります。現地確認に参りまして、周囲は共同住宅に囲まれた申請地であります。隣接周辺の方からも同意は得ておりますので、何ら問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局及び担当委員より説明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員  
議 長 はい、ございません。  
意見等がございませんので、④の件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、議案第24号を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局 はい、40ページをご覧ください。 議案第24号  
農業基盤強化促進法第18条第1項の基づき別紙について、意

見の決定を求める。

平成 28 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員長鶴野 幸典。  
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分  
です。今月の新規分は、5 件の賃借権・使用貸借設定です。田  
の合計が 10,113 m<sup>2</sup>畑は、0 m<sup>2</sup>です。計 10,113 m<sup>2</sup>です。次の 44  
ページをご覧ください。新規分の期間借地分の田計 12,966 m<sup>2</sup>  
田のみですので合計 12,966 m<sup>2</sup>です。45 ページをご覧ください。  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農地利  
用集積計画を定める。平成 28 年 5 月 10 日提出 上益城郡御  
船町。46 ページをご覧ください。こちらは再設定分でありま  
す。今月分といたしましては、10,113 m<sup>2</sup>前年累計といたしま  
しては、2,530 m<sup>2</sup>です。右側は、本年累計です。田が 187,743  
m<sup>2</sup>。再設定は 37,535 m<sup>2</sup>畑が、13,078 m<sup>2</sup>再設定分はありません。  
いざいません新規合計 200,821 m<sup>2</sup>再設定 37,535 m<sup>2</sup>利用権設定  
等状況一覧表（所有権移転関係）です。農業公社を通しての所  
有権移転であります。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計  
画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたら  
お願いいたします。

議長 ございませんか。 それでは、利用権設定並びに利  
用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいた  
します。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、  
議案第 25 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいた  
します。

事務局 はい、47 ページをご覧ください。

議案第 25 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第  
3 条の 2 の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。  
平成 28 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員会。  
町長部局より依頼が御座いました。農振除外申請にかかる意見  
についての照会であります。回答依頼がきております。今回 3  
件出ております。49 ページから 51 ページまでの申請が御座い  
ます。3 名分それぞれ記載しております。3 名がそれぞれ農振  
除外申請であります。まずは、農振協議会前に農業委員会とい  
たしましては、許可相当であるかの判断を依頼されております。  
それについて、意見書を付けて農振協議会へかける状況であり



ます。(許可の見込みがあるか ?ということであります。)

事務局

1 件目です。

申出者：住所・氏名 ○○市○○区○○△丁目△番△号  
○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○○

変更目的：駐車場

変更しようとする土地の所在：大字○○ 字○○○ △番△

地目：田 面積：△m<sup>2</sup>です。

場所につきましては、54 ページに記載しております。国道 443 号線を御船から益城方面へ行く○○交差点の○○○○があります。その向かい側に○○○○という会社が御座います。○○○○の南側に農地があります。ここが今回の申請地であります。農振農用地として、残っておりました。今回は、駐車場が不足している状態でありますので、農振除外申請に至った。53 ページの事業計画書に記載通りであります。意見の案として、記載しておりますが、農業委員会としては、担い手に配慮すると共に優良農地を守らなければなりません。地権者の意向や経済情勢、道路事業による町全体の振興・発展を図る点から考えると会社の駐車整備に賛成せざるをおえない。町当局の強力な指導力を求めるところである。1 種農地であるが、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る。)であり、例外的に転用の許可ができるとなっている。事務局としては、総合判断として許可相当と判断します。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員 16 番委員意見を願いたします。

14 番

○○交差点○○○○はご存知だと思いますが、その向かいに○○○○さんがあります。○○の交差点のそばに分かりにくいですが、○○○○敷地の角に水田が御座います。周辺は国道と駐車場に挟まれた農地であります。単独の水田ですので、農振は、はずしても良いのではないかと思いますので、皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。事務局・農業委員の意見説明が御座いました。この件について意見・質問等が御座いましたらお願いいたします。

全委員

御座いません。

議長

この件につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いい

たします。 はい、ありがとうございます御座いました。全委員賛成で承認されました。続きまして、2番の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

2件目です。

申出者：住所・氏名 ○○○町大字○○△△ ○○ ○○

変更目的：山林

変更しようとする土地の所在：大字○○ 字○○ △△番△

地目：田 面積：△m<sup>2</sup>です。（現況：山林）

変更理由：植林をして山林として管理していきたいため。

場所につきましては、57 ページに記載しております。県道の益城・矢部線 443 号線が御座います。○○○○の○○○へ行く道路沿いに○○○というところが有りますが、○○川がありません川沿いにある水田であります。現在は荒廃農地になっております。農振地区の端であり周囲は山林に囲まれた農地であります。問題は無いところであります。56 ページの事業計画書に記載通りであります。意見の案として、記載しておりますが、農業委員会としては、担い手に配慮すると共に優良農地を守らなければなりません。町当局の強力な指導力を求めるところである。当農地は、農業振興地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地である。具体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であって、第2種農地と判断するが、転用は許可できると判断できます。事務局としては、総合判断として許可相当と判断します。以上です。

議長

はい、ありがとうございます御座いました。担当委員6番委員意見をお願いいたします。

6番

今、事務局から説明があったとおりであります。周囲はすべて山林であります。そばには耕作地はありますが、段差があります。農振は、はずしても良いのではないかと思いますので、皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます御座いました。事務局・農業委員の意見説明が御座いました。この件について意見・質問等が御座いましたらお願いいたします。

全委員

御座いません。

議長

この件につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いい

たします。 はい、ありがとうございます御座いました。全委員賛成で承認されました。続きまして、3番の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

3件目です。

申出者：住所・氏名 ○○町大字○○ △△番地 ○ ○○

変更目的：個人住宅

変更しようとする土地の所在：大字○○ 字○○○ △番△

地目：田 面積：△㎡です。

変更理由：個人住宅です。

場所につきましては、60 ページに記載しております。道向かいですが、○○○さん、隣接地は○○○さんがあります。県道田代御船線の○○建設さんから南ですが、都市計画の用途地域に入っております。56 ページの事業計画書に記載通りであります。意見の案として、記載しておりますが、農業委員会としては、担い手に配慮すると共に優良農地を守らなければなりません。町当局の強力な指導力を求めるところである。当農地は、水管・下水道管又はガス管の内2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれからの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公的施設が存在することから、第3種農地と判断できる。第3種農地の転用は許可できるとなっている。事務局としては、総合判断として許可相当と判断します。以上です。

議長

はい、ありがとうございます御座いました。担当委員13番委員お願いします。

13番

今、事務局から説明があったとおりであります。近隣の地権者からも同意を取られておりますし、何ら問題は無いと判断いたします。農振は、はずしても良いのではないかと思いますので、皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます御座いました。事務局・農業委員の意見説明が御座いました。この件について意見・質問等が御座いましたらお願いいたします。

20番

はい、この物件は、結構広い農地ではなかったかと思いますが、この1筆されるのですか？

事務局

お答えいたします。分筆されて宅地にされたいようです。個人住宅はおおむね500㎡以内です。残った農地は今まで通り耕作

されます。以上です

20 番  
議 長  
全委員  
議 長  
事務局

はい、わかりました。  
他には御座いませんか？  
御座いません。  
この件につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます御座いました。全委員賛成で承認されました。続きまして、議案第 26 号を提案いたします事務局より許可要件等の説明をお願いいたします。  
はい、61 ページをご覧ください。  
議案第 26 号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について、町長から別紙の通り照会があったので、意見の決定を求める。平成 28 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。次のページをご覧ください。2 月 22 日付けで地籍調査に伴う地目変更について 地目変更の承諾をお願いしますということであります。92 筆出ております。農地として利用されていない土地を農業委員と現地確認へ参りました。詳しく調査しなければならない農地が 9 筆御座いました。1 筆 66 ページの 39 番の農地です。机上配布しております、現地写真が御座います。ご覧ください。場所につきましては、〇〇〇橋を渡り〇〇〇という〇〇〇〇工場が御座いますその裏になります。地目としては、畑になります面積としては△㎡であります。雑種地として変更申請をしておられます。現在としては、〇〇〇の従業員専用駐車場として利用されております。下の写真を見ていただくと以前は、豚舎を立てられて飼育されていたようであります。取り壊されて現在は、駐車場として利用されております。所有者について調べたところ移譲年金を受給されておられましたので、お話しし、年金が半減すると申し伝えました。仕方ないという返事がありました。以上のことから畑から雑種地へ変更がありましたので審議のほどをお願いいたします。以上です。

議 長  
12 番

はい、ありがとうございます御座いました。担当委員の 12 番委員説明をお願いいたします。  
はい、事務局と現地確認に参りました。以前はこの辺は桑畑がありました。私が幼少のころは、豚舎がありました。豚を飼育されておられました。その後辞められて、現在の状況であります。〇〇〇〇の専用駐車場となっております。畑に戻すことも

議 長 難しく容易でないと判断いたします。以上です。

はい、12 番委員より説明が御座いましたが、どなたか意見等は御座いませんか？

無い様で御座いますので、39 番を含め外 8 筆まとめて承認を取ります。この件につきまして（9 筆）承認される方の挙手をお願いいたします。

事務局 はい、ありがとうございます御座いました。全委員賛成で、承認いたします。続きまして、その他をお願いいたします。

次回は、平成 28 年 6 月 10 日本庁舎 3 階 大会議室で総会を開催いたします。時間に関しましては、13：30 より行いますよろしくをお願いいたします。（震災により会場変更が有る可能性があります。変更の場合は事前に連絡いたします。）

今回審議いただきました、農振協議会開催は、平成 28 年 5 月 31 日に行う予定となっております。

農業委員さんに聞かれる場合があると思います。（個人住宅の件等）農業委員会へ相談してくださいとお話してください対応いたします。

議 長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

11 番

㊞

12 番

㊞

